



## 秋は調査の季節

### 1. 主要な税務調査ポイント

事業者を対象とした税務調査で指摘される課税漏れの原因は、大きく「売上除外」「棚卸除外」「経費の仮装」に集約されると言われています。具体的には以下の項目がチェックされます。なお、これらが故意に行われたものかどうかを判別し、仮装・隠蔽された事実が明らかな場合には、国税通則法第 68 条に定める重加算税の対象となります。

## 調査官は 何を考えているか？



#### チェック 1 現金管理状況

現金出納帳と実際の現金残高が一致しているか  
どんぶり勘定になっていないか。  
どんぶり勘定が必ず引き起こすものは「勘定合って銭足らず」です。法人の場合、現金不足は役員賞与と認定されることもあるので要注意。

#### チェック 2 現金の流れと管理状況

どのような取引先からどのような方法で受発注し、納品、決済しているか。特に「どうやって受注し、どうやって商品やサービスを提供し、どうやって入金するか」といったお金の流れは深く質問されます。取引の把握漏れがないように自主点検をしましょう。

#### チェック 5 棚卸計上漏れ

棚卸在庫を過小に見積もっていないか。そのため帳票類を誤っていないか。  
在庫商品では、期末の在庫を減らせばその分利益が減るため、調査時に重要視されます。期末 1 か月以内くらいに仕入れた全商品が、どうなっているかをサンプリングして追跡調査する手法で確認されます。

#### チェック 6 帳票類の整合性

見積書、請求書、納品書、領収書がすべて揃っているか。不自然な日付や金額の記載がないか。自然な流れで恣意的な操作の可能性がチェックされます。

チェック 7 修繕費と資本的支出との区分  
多額の修繕費が計上されている場合、「原状回復」を超えて対象物の価値が増していないか。ここは判断の難しい問題です。

#### チェック 8 私的費用の経費計上

事業と関係のない、代表者の私的な費用を計上していないか。個人的な支出と判断された場合には、その支出が社長への役員賞与とされ全額経費に計上できなくなるばかりか、社長の役員賞与に対する源泉所得税の徴収漏れの扱いとなり、二重課税されます。さらに、交際費として消費税の課税仕入れとなっていたのも、賞与扱いにより仕入れ税額が認められずその分の消費税を支払うこととなります。

#### チェック 9 代表者による不正蓄財

代表者が、本人または家族の名義で不正な蓄財を行っているか。会社の調査でも不審なケースがある場合は、個人の預貯金まで調べられます。

#### チェック 10 人件費の管理状況

従業員の源泉徴収漏れや、架空の人件費計上はないか。特に給料を現金で支給していたり履歴書を保存していなかったりすると疑いを持たれますので、しっかり管理しましょう。

#### チェック 11 消費税の課税仕入額

消費税の課税仕入額に非課税分が含まれていないか。また、書類の保存がない場合にも仕入税額控除が受けられないので、保存状況も確認しておきましょう。

#### チェック 12 消費税の不正還付

虚偽の申告により、不正な消費税の還付を受けていないか。

#### チェック 13 収入印紙の未貼付

収入印紙の張り忘れなどによって、印紙税の未納付はないか。印紙税をその課税文書作成時までに納付しなかった場合には、過怠税がかかります。その金額は、原則としてその納付すべき印紙税額の 3 倍（最低額 1 千円）とされています。ただし、自主的にその不納付を申し出るなど一定の要件を果たせば、不納付税額の 1.1 倍とされます。また、消印をしなかった場合にも、印紙税と同額の過怠税が徴収されます。なお、印紙税は原則、税法上の費用（損金）となりますが、過怠税は費用とすることができませんので、注意が必要です。



### 2. 最近の税務調査の傾向

国税庁では近年実地調査に当たって、「海外取引」「消費税」「無所得申告」「無申告」の 4 つについて、重点的に取り組んでいるようです。

- ①海外取引を通じて不正に税逃れが行われないようにする。
- ②消費税については、不正還付等がないように厳しく管理する。
- ③無所得申告については、調査の 7 割から申告漏れが把握されたという実績もあり、調査対象とする。
- ④無申告法人については、重点的に取り組む。

また、電子メールのやりとりも税務調査の対象となっていますので、留意しておきましょう。



## 税務調査官は！ ここを見ている！！

#### チェック 3 売上繰り延べ

税務上、売上の計上時期は原則として、「商品を引き渡した時」や「サービスを提供した時」となっており、「入金時」や「請求書発行時」ではありません。この点を誤ると「売上計上漏れ」で追徴税額が生じます。

#### チェック 4 自家消費分の計上漏れ

自家用に使える商品を消費した場合、その分の売上計上が漏れていないか。特に飲食業や工務店等は注意が必要です。

## ご存知ですか？ プライバシーマーク

### 安心をひとめで伝える「プライバシーマーク」

プライバシーマークの使用を認められた事業者は、JIPDEC が運営する第三者認証制度により、個人情報適切に取り扱っていると認められた事業者です。プライバシーマークは、あなたの個人情報を大切に、適切に取り扱っていることが一目でわかる信頼のマークです。

どんなことでもお気軽に  
愛知商工連盟協同組合



わたしたちは個人情報を  
適切に取り扱います



## Contents

2 面 職場の教養 倫理研究所 こけん  
男の沽券

プライバシーマーク取得記念特別セミナー  
11月2日 未来、生きる 人生二毛作

「なごの相談所」で話を聞いてきました  
今月のテーマ「空き家の実家」②  
なごの相談所 山口 徹 支配人

3 面 相続豆知識 第 2 回 <相続がいかに、贈与がいかに>  
司法書士 林 清忠

世界一わかりやすい MBA 入門講座  
<マーケティング> 販売目標をマーケティングプランへ反映させる  
トム・ゴーマン著 総合法令出版

4 面 秋は調査の季節  
1. 主要な税務調査ポイント  
2. 最近の税務調査の傾向

ご存知ですか？プライバシーマーク  
安心をひとめで伝える「プライバシーマーク」

どんなことでもお気軽に  
愛知商工連盟協同組合



「徳川園」 2016 年秋 名古屋市



## Information 師走(しわす)

「師」は僧侶で、お経をあげる為、忙しく走り回る「師走り日」1 年納めの月から「四季果つ」「為(し)果つ」が変化したと言われる。日の暮れが早く寒気が増す中、冬には「一陽来復」を祈ります。歳暮、クリスマスプレゼント、大掃除、お正月の準備、年賀状などあわただしい歳末を過ごす、厳かな年越し行事が行われます。来年は酉年、大いに羽ばたく年です。

### 12月の税務

- 国税
  - ・給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時
  - ・給与者取得者の扶養控除等(異動)申告書及び 申告書及び
  - 保険料控除申告書の提出 今年最後の給与を支払う前日
  - ・11 月分源泉所得税の納付 12 月 12 日
  - ・10 月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 1 月 4 日
  - ・4 月決算法人の中間申告 1 月 4 日
  - ・1 月、4 月、7 月決算法人の消費税等の 申告書
- 地方税
  - ・固定資産税・都市計画税(第 3 期分)の納付 市町村の条例で定める日
- 労務
  - ・健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払い届け 支払い後 5 日以内

愛知商工連盟協同組合 理事長 鹿島 均